

幾世橋・棚塩地区 地域計画だより

令和5年7月 第1号
浪江町役場・農業委員会
幾世橋行政区・棚塩行政区

日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。

国の新たな制度で、令和5年度・6年度の2年間で「地域計画」を各地域で策定していくことになりました。策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

将来的には農地バンクに農地所有者様が農地を貸して、農地バンクが担い手に貸すという仕組みを取入れていく手段もあります。おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々も交えて、地域農業の将来について皆様との話し合いを本格的に始めています。皆様の意向を是非とも町へお聞かせください。よろしくお願いいたします。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画について

- ◆全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外ではなく、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『地域計画』です。

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。

- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がサポートします。
- ◇現在行っている営農再開支援事業は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

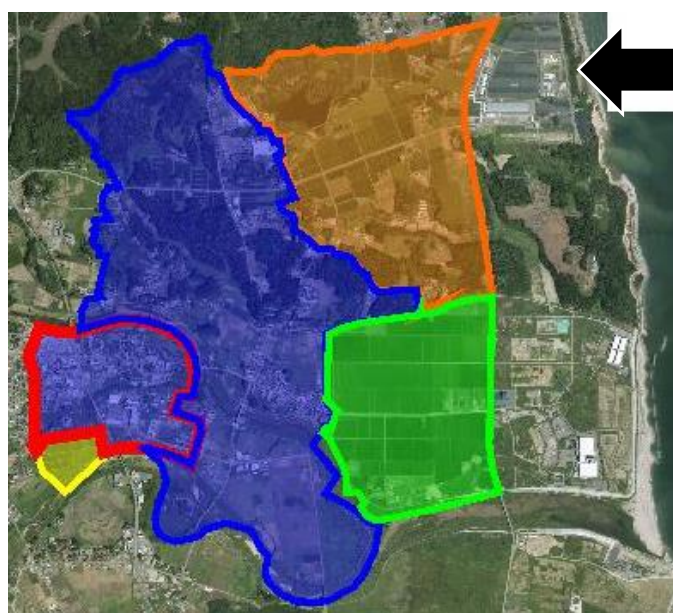


❀皆様のお気持ちを関係者へお聞かせください❀

2 令和5年6月9日(金)に幾世橋・棚塩行政区長、各復興組合長の計:7名
と今後の進め方について打合せを行いました。

★地域計画は「幾世橋エリア」「北棚塩エリア」「南棚塩エリア」を基本として
策定することとし、今後エリアごとに検討を進めていくことになりました。

(仮) 幾世橋・棚塩地区 地域計画策定エリア



▶県道:広野小高線
▶県道:長塚請戸浪江線から東側については、
今後地区ごとの打合せの際に話合っていきます。

《 凡 例 》

-  ... 北棚塩エリア
-  ... 南棚塩エリア
-  ... 幾世橋エリア
-  ... 用途区域線
-  ... 樋渡牛渡エリア(仮)

① 地域計画のエリアを決めていきます。

☞基本は“大字ごと”ですが、地域のつながり・地域の実情に沿ったエリアでも可です。

② おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。

☞地域計画策定エリア内の全農地について話合い、結果を『地図化』します。

③ 利用計画のない農地について、所有者様の意向確認を行います。

☞貸す・貸さない等の意向確認、浪江町内の農業者または外部法人等への貸付希望 など。

④ ③で確認した意向を関係者間で共有し、担い手の掘り起こし等を行います。

☞(関係者) 浪江町・浪江町農業委員会・双葉農業普及所JA福島さくら・官民合同チーム
福島県農業振興公社 など

3 皆様にお考えいただきたいこと

農地所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後(令和8年度以降)どうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き など
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人 など
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か など

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業(農業用機械など)の対応年数について(開始:令和〇年~終了:令和〇年)
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について“集約化”等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目) など

その他

- ▶打合せ参集範囲 など
- ▶打合せの頻度(例)月1回 など
- ▶管理耕作から農地バンクへの移行時期
- ▶打合せの際に聞きたい制度説明 など

詳細はコチラ

浪江町 地域計画

検索



【地域計画】

- ▶令和6年度までに策定する予定で話を進めてきています。

【農地の営農再開】

- ▶営農再開支援事業は令和7年度までで、令和8年度からの営農再開は必須です。
※詳細については同封した「地域計画と営農再開支援事業との関係概念図」を参照。

【地域集積協力金】

- ▶令和6年度に地域計画を策定し、令和7年12月までに農地バンクと6年以上の貸借契約を結びあわせて地域集積協力金を申請します。農地バンクとの契約で営農再開となりますので、今行っている営農再開の補助金は打切りとなります。(重複して交付はできません)

【農地所有者】

- ▶農地の所有権がはっきりしていない土地(未相続や連絡がつかない等)は、地域計画策定時に農業委員会で確認します。
- ▶農地バンクと貸借契約を結んだ場合、要件が合えば農地所有者に経営転換協力金が交付されます。

4 農地バンクについて

<農地バンクについて>

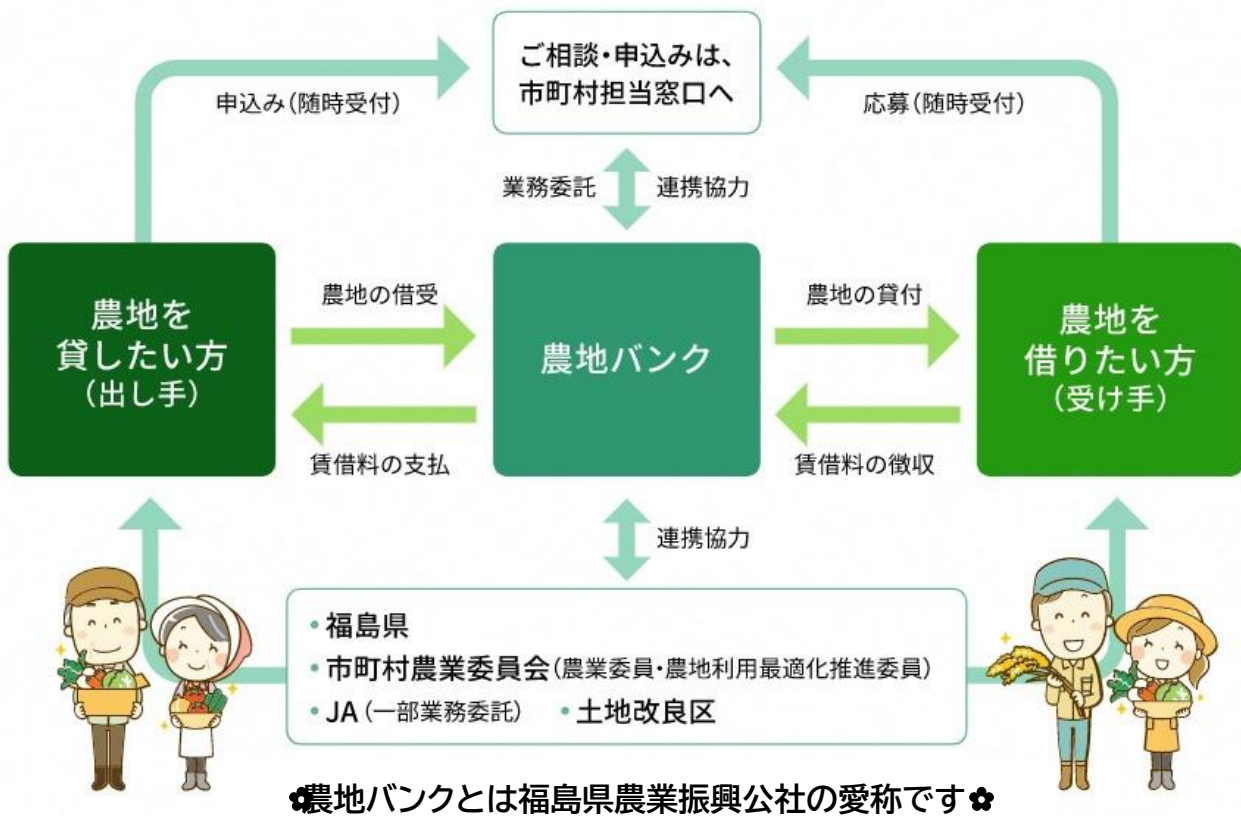
- ▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

<対象となる区域について>

- ▶農振農用地、及び避難解除等区域が事業対象区域です。

<農地バンクのしくみ>

- ▶農地の貸し借りの複雑な手続き・賃借料の徴収と支払等を担います。



❁浪江町役場 農林水産課農政係

☎0240-34-0245

❁浪江町農業委員会事務局

☎0240-23-5706

❁福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎0240-34-0246



❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁